

○職員の育児休業等に関する規則

平成二十年三月七日

福島県人事委員会規則第二号

改正 平成二二年三月二六日人委規則第六号

平成二二年七月六日人委規則第一四号

平成二四年三月二三日人委規則第四号

平成二七年八月七日人委規則第一六号

平成二九年三月二四日人委規則第四号

平成二九年一二月二六日人委規則第二一号

令和四年三月二九日人委規則第九号

職員の育児休業等に関する規則をここに公布する。

職員の育児休業等に関する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成八年福島県人事委員会規則第二十一号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、職員の育児休業等に関する条例（平成四年福島県条例第十一号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

（育児休業をすることができない職員とはならない非常勤職員）

第二条 条例第二条第四号ア(3)の人事委員会規則で定める非常勤職員は、一週間の勤務日の日数が三日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員のうち一年間の勤務日の日数が百二十一日以上である非常勤職員とする。

（平二四人委規則四・追加）

（子の一歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合）

第三条 条例第二条の三第三号イの人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 条例第二条の三第三号イに規定する当該子について、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第二十四条第二項に規定す

る家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の一歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合

二 常態として条例第二条の三第三号イに規定する当該子を養育している当該子の親(当該子について民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百十七条の二第一項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により当該子を委託されている同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第一号に規定する養育里親である者(児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。)を含む。以下この号において同じ。)である配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)であって、当該子の一歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

ア 死亡した場合

イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態になった場合

ウ 常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者が当該子と同居しないこととなった場合

エ 六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定である場合又は産後八週間を経過しない場合

(平二四人委規則四・追加、平二七人委規則一六・平二九人委規則四・平二九人委規則二一・一部改正)

第三条の二 前条の規定は、条例第二条の四第二号の人事委員会規則で定める場合について準用する。この場合において、前条中「一歳到達日」とあるのは、「一歳六か月到達日」と読み替えるものとする。

(平二九人委規則二一・追加)

(育児短時間勤務の形態)

第四条 条例第九条の人事委員会規則で定める日数は、十二日とし、同条の人事委員会規則で定める時間は、十五時間三十分とする。

(平二二人委規則六・一部改正、平二二人委規則一四・旧第三条繰上、平二四人委

規則四・旧第二条繰下)

(部分休業を請求することができない職員とはならない非常勤職員)

第五条 条例第二十三条第二号の人事委員会規則で定める非常勤職員は、一週間の勤務日の日数が三日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員のうち一年間の勤務日の日数が百二十一日以上である非常勤職員であつて、勤務日一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日があるものとする。

(平二四人委規則四・追加、令四人委規則九・一部改正)

(部分休業の承認)

第六条 条例第二十四条第二項の人事委員会規則で定める職員は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年福島県条例第四号)第十五条の二第一項の介護時間又は職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成七年福島県人事委員会規則第八号)第十三条第七号若しくは第八号に掲げる場合に係る特別休暇の承認を受けた職員とし、条例第二十四条第二項の人事委員会で定める時間は、当該承認に係る介護時間又は特別休暇の時間とする。

(平二二人委規則一四・旧第四条繰上、平二四人委規則四・旧第三条繰下、平二九人委規則四・一部改正)

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則(平成二二年人委規則第六号)

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則(平成二二年人委規則第一四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二四年人委規則第四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二七年人委規則第一六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二九年人委規則第四号)

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第六条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成二九年人委規則第二一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年人委規則第九号）

この規則は、令和四年四月一日から施行する。